企業情報開示に関する有用性と信頼性の向上に向けた論点の整理—開示とガバナンスの連動による持続的な価値創造サイクル実現に向けて—

藤本貴子

要旨

近年,企業における ESG 等の非財務情報の開示の重要性が高まっており,自 主開示のみならず,制度開示書類である有価証券報告書においても,記述情報 の開示の充実を図るための施策が進められている。

国際的には、サステナビリティ報告の基準統一を進める動きが加速しており、IFRS 財団において IASB に並ぶ、サステナビリティ報告基準を開発するための新たなボードとして ISSB(International Sustainability Standards Board)が設置され、IIRC と SASB が統合して設立された VRF(Value Reporting Foundation)及び CDSB が統合することが予定されている。

我が国においては、企業が投資家の情報開示の要請に応えるため、有価証券報告書に加え、統合報告書等も利用し、積極的に情報開示を行う取組を促進しており、企業の経営方針等に基づく持続的な価値創造に向けた取組を適切に開示に反映する努力を継続している。

日本公認会計士協会では、「企業情報開示・ガバナンス検討特別委員会」を設置し、外部有識者として投資家・社外取締役の参画も得て、企業情報開示の有用性と信頼性の向上に向けた課題の抽出と対応の方向性について議論を行った。この議論は、資本市場において、情報利用者である投資家が必要とする企業情報を前提としており、企業情報開示がその有用性と信頼性を高め、コーポレートガバナンスとの有機的なつながりを通じて、企業の持続的な価値創造に結びついていくことが重要であるとの考えに基づいている。さらに、こうした企業情報開示を支える立場として、公認会計士が果たすべき役割についても検討した。本論文では当特別委員会報告書の内容を紹介するとともに、最近の動向も踏まえ、今後の企業情報開示の進展と信頼性の確保について考察する。

I 本論点整理の検討の背景と目的

近年,企業における ESG 等の非財務情報の 開示の重要性が高まっている。我が国では、諸 外国に比べて自主的な情報開示として統合報 告書を発行する企業が多く、かつ年々発行企業 数も増えているが、制度開示書類である有価証 券報告書においても記述情報の開示の充実を 図るための施策が進められている。

国際的には、2019年頃からこれまで乱立し ていると言われていた非財務情報開示に関す る諸団体が統合する動きが出てきていたが, 2021 年 11 月に IFRS 財団において IASB に並 ぶ, サステナビリティ報告基準を開発するため の新たなボードとして ISSB (International Sustainability Standards Board) が設置され た。また、2021年6月に IIRC と SASB が統 合して設立された VRF (Value Reporting Foundation) 及び CDSB が 2022 年 6 月まで には ISSB に統合することが予定されている。 また、信頼性確保の観点からは、2021年4月 に国際監査・保証基準審議会(IAASB)から統 合報告書やサステナビリティ報告を想定した 「拡張された外部報告」(Extended External Reporting: EER) の保証に関するガイダンス 文書が公表されており、非財務情報をとりまく 動きは加速している状況にある。

日本公認会計士協会では、これまで財務情報の信頼性を高める観点から、財務会計及び監査の在り方を中心に検討を進めてきたが、近年の非財務情報開示の重要性が高まっている環境を踏まえた上で、さらに、企業の情報開示は財務情報及び非財務情報が一体として投資家に理解されるべきと考えると、公認会計士は非財務情報も含めた企業情報開示全体に関する信頼性の確保に貢献するべきであると考えた。

企業情報開示の有用性と信頼性を高めるためには、企業の情報開示がどのように提供され、かつ、どのようにして信頼性を確保すべきかを検討するにあたり、多くの課題があると考え、それらについて俯瞰的・横断的に検討を深める必要がある。具体的には、以下の4つに分けて論点整理し、検討している。

- ・開示書類の体系と情報構成
- ・報告フレームワーク・基準
- ・企業情報開示とコーポレートガバナンスの 連動
- ・信頼性を高める監査・保証

Ⅱ 開示書類の体系と情報構成

我が国では有価証券報告書を中心とした制 度開示書類のみならず, 統合報告書やサステナ ビリティ報告書等に代表される自主開示書類 も数多く提供されている。企業から様々な情報 開示が行われることは望ましいが, 多数の情報 開示が行われる結果, それぞれの開示目的が明 確にされていないことや開示内容の整合性等 がとれているか等,かえってどの情報を確認す るのがよいか、分かりにくくなっている可能性 もある。また、自主開示においては、制度開示 とは異なり, 虚偽記載の罰則規定も存在しない ことから, 開示されている情報が信頼足りうる ものか,企業にとって都合のよい情報のみを開 示していないか等の懸念があるとの意見もあ り、課題があると認識している。現状の開示体 系と情報構成を踏まえ, どのような方向性が望 ましいかを考察する。

1. 開示書類の体系

(1) 開示書類の体系における課題

我が国における制度開示書類としては,金融 商品取引法に基づく有価証券報告書,会社法に 基づく事業報告及び計算書類等, 取引所規則に 基づくコーポレートガバナンス報告書等が存 在する。

自主開示書類としては、統合報告書やサステナビリティ報告書、近年では TCFD 報告書等もみられるようになった。近年の非財務情報の重要性の高まりにより、投資家のみならず様々なステークホルダーに対する情報開示のために力を入れる企業も増加している。自主開示書類には、開示規則や基準は存在しないものの、企業は開示すべき情報を判断する上で、IIRCやSASB、GRI、TCFD等の基準を参考にしながら開示内容を検討することが多い。また、統合報告書等は開示内容の検討に相当な時間をかけて発行されることも多く、投資家等のステークホルダーにとっても企業の持続的価値創造プロセスの理解に役立つものとなっている。

しかしながら、制度開示書類のみならず、自 主開示書類が情報利用者により積極的に活用 されるなかで、いくつか課題もあると認識して いる。具体的には、以下の点である。

- ・企業価値の全体像を俯瞰できる簡潔な企業報 告が存在しない。
- ・開示媒体間の関連性や開示全体の体系が明確でない。
- ・制度開示に比べると,自主開示はその信頼性 を担保する基礎が十分でない。

(2) 諸外国の開示体系

諸外国における企業報告は、制度開示書類を 中心とした体系化がなされており、我が国のよ うに、統合報告書等の自主開示書類が充実して いる国はあまりないように見受けられる。

英国の場合には、戦略報告書が企業報告の中核として位置づけられ、企業の持続的な価値創造プロセスにおいて重要な情報である経営戦略、ビジネスモデル、リスク、KPI等の情報を

簡潔に伝える媒体となり、その上で取締役報告 書,取締役報酬報告書,コーポレートガバナン ス報告書及び財務諸表とが一体となって企業 報告を構成している。米国においては、証券取 引委員会 (SEC) への提出書類として Form 10-K が制度開示書類となるが、当書類におい ても重要な情報はサマリーとして冒頭に開示 される実務がある。フランスにおいては、統合 報告書が発行される実務があったものの, フラ ンス金融市場庁(AMF)は制度開示書類に統 合報告書を含めることを推奨していたが、その 後, EU では、非財務情報開示指令 (NFRD) の要請, さらに, サステナビリティ報告指令 (CSRD) の提案などにより、非財務情報は制 度開示に組み込まれ,義務化の方向に向かって いる。

このように、非財務情報についての諸外国における情報開示は、制度開示書類に含めて開示されることが多く、かつ、最近のEU及び米国の動きからは開示内容も強化されていることが見てとれる。

(3) 我が国における開示体系及び情報構成の 議論

我が国においては、金融庁において金融審議会ディスクロージャーワーキング・グループにおいて、有価証券報告書の開示内容について議論されている。2021年9月以降の議論では、国際的な動きも踏まえ、サステナビリティ情報開示に関する議論や、2021年3月に改訂されたコーポレートガバナンス・コードの内容を踏まえた記述情報の充実化に向けた議論が行われている。

これまでも、財務諸表以外の開示内容については、金融庁では「記述情報の開示に関する原則」や「記述情報の好事例集」を公表し、企業の情報開示がさらに充実するような取組が行

われており、企業が有価証券報告書の開示内容 を検討する上で参考とされている。また、「記 述情報の好事例集」には、多くの統合報告書の 事例も掲載されており、自主開示から制度開示 へと情報の充実化を促す取組が行われている。

(4) 開示体系を検討するための考察

我が国の有価証券報告書の開示内容は年々 充実化がはかれているが、開示体系及び情報構 成については、諸外国と比較すると特に開示体 系がわかりづらい面があるものと考えられる。 企業情報開示の目的は、投資家が企業の持続的 な価値創造プロセスを理解する上で重要な情 報が洩れなく正しく開示されていることが必 要であり、そのような観点でどのような開示体 系が望ましいか、検討していくべきと考える。 なお、これらを検討していく上でいくつかハー ドルがあるとの意見があり、以下に掲げてお く。

①報告書に関する課題

- ・有価証券報告書様式について自由度を求める ニーズが高い。
- ・特に英文開示を前提とした場合,現在の有価 証券報告書の情報構成ではメッセージが伝 わりにくい。ストーリーをもって開示できる よう要素別の開示要求が望ましい。

②企業の開示体制・プロセスの課題

- ・企業の情報開示に関連する部門が複数あり (制度開示を担当する総務・財務経理部門, 統合報告書を担当する CSR・サステナビリ ティ部門,決算短信等を担当する広報・IR 部門等),情報連携がとれていない場合,各 開示媒体の情報に一貫性がとれなくなる可 能性がある。
- ・統合報告書の現状の発行時期(3月決算企業の場合,概ね8月末から10月末)を踏まえると,有価証券報告書に統合報告書に開示さ

- れている内容を取り込むためには,有価証券 報告書の作成時期を前倒しする必要がある。
- ・議決権行使の観点からは、株主総会前に有価 証券報告書を提出することが望ましいが、そ のような会社は大変少ない。

③情報利用者の評価に関する課題

・情報利用者は開示が充実している自主開示を 重視し、制度開示における開示情報の内容を 重視していない可能性がある。

④監査人に関する課題

・監査人においても非財務情報について理解を 深め,経営者等との対話を充実する必要があ る。また,財務情報と非財務情報の結合性や 信頼性確保について整理が必要である。

2. 情報利用者のニーズと開示体系 の在り方

(1) 情報利用者のニーズ

情報利用者の企業情報開示に対するニーズは大きく二つに大別される。一つは企業が将来向かっていく目標や方向性,及びその目標に対して現在置かれている状況,特にリスクと戦略等の企業経営の全体像を理解したいニーズである。主としてアクティブ運用に従事する投資家が将来キャッシュフロー予測に基づく企業価値評価に活用すること,また,パッシブ運用における議決権行使やエンゲージメントに利用することも考えられる。もう一つは個別詳細な情報を分析したいニーズであり,アナリストや情報ベンダー等,詳細なデータを活用することで企業の詳細な分析や企業間比較等が可能となる。

これらのニーズを踏まえると、企業の持続的な価値創造ストーリー及びそれに向けた企業のビジネスモデル、リスク、戦略等を示すような全体像を表す情報開示と、比較可能性を確保した個別詳細な情報開示の両者を兼ね備えた

情報開示の必要があるものと考えられる。

(2) 企業報告の体系化アプローチ案

企業の価値創造の全体像を表す報告と個別 事項の詳細開示の両者を満たす企業報告を想 定した場合、制度開示書類の構成について、以 下のような体系化のアプローチが考えられる。

- ① 価値創造の全体像を表す報告
 - ・中長期的な価値創造ストーリーを伝える ことが目的
 - ・開示項目はトップメッセージ、ビジネス モデル、戦略、リスク、ガバナンス、主 要業績等
 - ・様式の自由度を高め、要素別の開示要求
 - コンパクトで簡潔な報告
 - ・英文化により、海外投資家向けの情報開 示とすることも可能
- ② 個別事項の詳細開示
 - ・企業価値評価及び分析等に活用できるこ とが目的
 - ・開示項目はガバナンス運用状況, KPI 一 覧、財務諸表等
 - ・比較可能性を重視した開示
 - ・データベースを意識した財務・非財務 KPI の一覧開示
 - ・XBRL 技術等の積極活用によるデジタル 開示を推進

上記の情報構成は情報利用者にとって重要な情報であることから、開示の信頼性を確保する観点から、制度開示において実現することを想定している。現在、自主開示書類として発行されている統合報告書やサステナビリティ報告書のうち、重要な内容については制度開示にも組み込まれることで、制度開示書類において重要な情報が洩れなく正しく開示される状態が実現できる。そして、自主開示書類は制度開

示書類を補完するように、特定の内容をより深 堀りした個別詳細な情報を提供し、情報利用者 のさらなるニーズに応える目的となることを 想定している。

(3) 過去実績情報の開示充実の必要性

企業情報開示において、情報利用者からのニーズとして、企業の持続的な価値創造ストーリーを知りたいのとともに、当初計画していたストーリーどおりに企業の業績目標が達成したかどうか、すなわち企業の戦略の進捗状況を確認したいと考えている。しかしながら、そのような情報は現在の企業情報開示においては必ずしも十分ではないとの意見も多い。この点については、統合報告書に関する諸外国の調査においても、日本企業の実績情報に関する開示の評価として低い結果が出ているとの指摘もある。

このように、過去実績情報の充実化のニーズ は高いことが考えられるが、以下の観点で充実 化を図ることが考えられる。

- ① 主要業績指標 (KPI) の一覧開示 (算定 方法,注記を含む)及び当該実績に関す る経営者による分析・見解の提供
 - ・企業の業績や重要課題の状況及び過去に 公表された戦略の進捗度について情報利 用者が理解し企業評価に役立てることが 可能となる。
 - ・開示する指標として3段階の内容,具体的には,a.全ての企業共通の指標,b.企業が属する業種における共通指標,c.企業により経営判断上,重要と考える指標,が考えられる。
- ② コーポレートガバナンスの運用状況
 - ・ガバナンス設計の基本方針の他,運用状 況に関する情報ニーズも高い。例えば, 取締役会の開催頻度や議論の内容等,ガ

バナンスの実効性が確保されているかを 評価したいニーズがある。

なお、これらの情報は、(2) にも記載したと おり、一覧開示によりわかりやすく情報提供さ れることが望まれる。

Ⅲ 報告フレームワーク・基準

有用かつ信頼ある開示を実現するには、一定のフレームワーク・基準の存在が重要となる。 財務会計において会計基準や概念フレームワークがあるように、非財務情報についても開示の進展のためには、統一的なフレームワーク・基準がどのように収斂し、整備されていくかが重要な鍵となる。以下では、近年の国内外の開発動向についてとりあげる。

国際フレームワーク・基準の開発・収斂

(1) 乱立するフレームワーク・基準の統合化 の動き

近年,気候変動に代表される環境問題や人権等の社会アジェンダの重要性が高まり,これらのアジェンダが企業経営において重要な影響を及ぼす状況となってきている。投資家団体や機関投資家は企業に対し,これらの取組について適切に対応していることを適時に開示することも求めている。

しかしながら、非財務情報に関するフレーム ワーク・基準は、国際的には IIRC、SASB、 CDSB、TCFD、GRI(これらを G5 と呼んで いる)等、様々な団体が個々に活動し、フレー ムワーク・基準を開発していたことから、フレ ームワーク・基準は乱立していた。気候変動等 のサステナビリティ課題に関する非財務情報 開示の重要性の高まりを契機として、フレーム ワーク・基準を収斂していく方向に動きが急速 に高まり、各団体は共同して非財務情報のフレームワーク・基準の考え方を議論した上で、 2020 年 9 月に "Statement of Intent to Work Together Towards Comprehensive Corporate Reporting" を公表した。

そのような動きがあるなか,2021年6月に IIRC と SASB が統合し、VRF を設立した。さ らに、国際的な会計基準を開発する IASB を持 つIFRS財団はサステナビリティ報告に関する 基準を開発することを目的として、IASB に並 ぶ組織として、ISSBを設置することを検討し、 2021 年 11 月の COP26 において、ISSB 設置 のリリース, VRF 及び CDSB を 2022 年 6 月 までに ISSB に統合すること, さらに, ISSB で今後審議予定であるサステナビリティ報告 基準における一般開示要求事項と気候変動開 示のプロトタイプを公表した。なお、ここで公 表されたプロトタイプは、IFRS 財団において 2021 年春に TRWG (Technical Readiness Working Group) を設置し、ISSB がスピード 感をもって気候変動等の開示基準の開発を行 うことができるように議論してきた内容に基 づく。すなわち、実質的なサステナビリティ開 示基準開発の議論はすでに開始されていたと いうことになる。

これほどまで短い期間で各団体が収斂・統合の方向となり、かつ、開示のプロトタイプまで公表される等、急速に国際的なサステナビリティ開示のフレームワーク・基準が議論されているのは、前述したように、気候変動を中心としたサステナビリティ課題が企業経営に重要な影響をもたらすことが認識され、投資家からのニーズも高まっていることが背景にある。特に、気候変動は喫緊の課題であることから、早期に基準化されることが想定されている。ISSBは、2022 年第1四半期に、開示の一般要求事項と気候変動開示に関する基準の公開草案を

公表し、2022 年半ばにはこれらの公開草案を 最終化することを予定している。また、気候変 動以外のアジェンダについては、2022 年第1 四半期にアジェンダコンサルテーションによ り意見募集することを予定している。

また、IOSCO(証券監督者国際機構)は、2021年6月に"The Report on Sustainability-related Issuer Disclosures -Final Report"を公表しており、その中では、ISSB が開発する気候変動関連開示基準のエンドースを検討するとしている。また、ISSB が開発する基準はベースラインとなり、各国がそれに上乗せすることにより適用するビルディングブロックアプローチが想定されている。

(2) EU の動向

EUでは非財務情報開示の議論が先行しており、これまでも、非財務情報開示指令 (NFRD) を制定し、一定規模の企業においては適用されていたが、2021 年 4 月に改正案として、企業サステナビリティ報告指令 (CSRD) が公表された。この中では、全上場企業に加え、一定規模の非上場企業も対象となり、かつ、非財務情報の開示が義務化され、監査人による保証も前提としている。また、業績指標の基準開発が提案されており、欧州財務報告諮問グループ (EFRAG) では、この業績指標については、a. 全セクター共通、b. セクター別、c. 企業別の3層構造としている。

こうした EU の動きは、ISSB がスピード感をもって基準開発に取り組む一つの要因にもつながる動きと考えられる。

2. 国内における非財務情報開示に関する枠組みの検討・構築

(1) 国内における非財務情報開示に関する議 論の進展

国際的な動きが加速するなか、我が国においても非財務情報開示の議論が活発化している。制度開示の議論としては、金融庁において金融審議会ディスクロージャーワーキング・グループにおいて、サステナビリティ情報やガバナンス情報に関連する情報開示の議論が行われている。

また、ISSB に対応する我が国のサステナビリティ基準の設定主体として、財務会計基準機構において、サステナビリティ基準委員会(SSBJ)を設置することが予定されており、2022年1月には SSBJ 設立準備委員会が発足している。ここでは、国際的な議論への意見発信や、我が国のサステナビリティ基準を検討することになると考えられる。

また,自主開示書類も含めた企業情報開示の 観点からは,経済産業省において,価値協創ガ イダンスの改訂に向けた議論(サステナブルな 企業価値創造のための長期経営・長期投資に資 する対話研究会(SX研究会))が行われている。 また,非財務情報の開示指針研究会を設置し, 国際的な非財務情報開示に関する議論につい て,我が国として意見発信することも目的とし ており,2021年11月には中間報告を公表して いる。

他にも、民間企業を中心としたイニシアチブにより ESG 情報開示研究会が発足し、企業や投資家等が議論を深める等、開示に関する議論は様々な場で行われている。こうした、様々な取組が国際的な意見発信や開示の在り方の議論に貢献している。

(2) フレームワークや基準, 原則等の開発の 必要性

上記のとおり、国内における様々な取組により、フレームワークや基準、原則、ガイダンス等が示されているが、企業が開示内容を検討する上で拠るべきと考える基準やガイドラインが異なり、開示にばらつきが生じることや、比較可能性がないものとならないよう、一貫性のある開示に関するフレームワークを明確にしておく必要がある。特に、制度開示においては、虚偽記載の罰則規定の存在もあることから、企業による積極的な開示を促すためにも、開示について重視すべき考え方を明確にした上で、投資家との対話に生かすことが可能な内容になることが望ましい。

また,(1)にあるとおり,国際的な開示基準やフレームワークの議論が進展しているが,この国際的な基準開発の動向を見据えた上で我が国のあるべき開示を検討する必要があるものと考える。そうしなければ,我が国企業の取組を海外投資家に十分に伝えることができず,ひいては我が国の資本市場及び企業が国際的に取り残される可能性もある。この数十年間の我が国企業の企業価値の向上に向けた評価も踏まえ,あらためて健全な資本市場の成長を実現するために十分な検討が必要である。

IV 企業情報開示とコーポレート ガバナンスの連動

有用かつ信頼ある企業情報開示を実現する ための重要な要素として、コーポレートガバナ ンス、特に取締役会が果たす役割は極めて重要 であると認識している。企業経営にとって重要 なビジネスモデル、リスク、経営戦略等を含む 企業経営を方向付ける内容は、取締役会で十分 議論され、その議論された内容に基づいて適切 に開示されることが望ましい。以下では,企業情報開示における取締役会の役割及び内部統制,プロセスについて検討する。

1. 企業情報開示に対する取締役会 の役割

(1) コーポレートガバナンスと企業情報開示の関係

コーポレートガバナンス・コードの導入により、取締役会の役割や社外取締役の重要性が高まっている。我が国の企業の機関設計は、国際的なものとは異なり、複数の機関設計が可能であるが、近年は経営と監督の分離がより一層意識される傾向にある。

国際的には、IIRC の国際統合報告フレーム ワークにあるように、統合報告書作成の最終的 な責任者は統治責任者(Those Charged with Governance)にあり、取締役会がそれにあた るものと考えられる。したがって、取締役会が 企業情報開示プロセスに密接に関与し、両者の 連動を図ることで、企業の持続的価値創造サイ クルの基盤を構築することが可能と考える。

なお、我が国の制度開示書類である有価証券報告書については、取締役会に付議する企業は増加傾向にあるものの、近年でも約6割にとどまっていること、また、取締役会に付議している企業においてもどの程度の時間をかけて議論されているか明確ではない。今後取締役会が有価証券報告書における重要な開示内容に積極的に関与することが期待される。

(2) 取締役会において議論すべき視点

取締役会では、企業経営における将来の方向 性について議論されることから、その議論の重 要な内容が有価証券報告書に開示されること が望ましい。したがって、取締役会で議論され るべき有価証券報告書の開示内容としては、企 業経営における重要な情報,すなわち,企業の ビジネスモデル,リスク,経営戦略等であり, かつ,その企業の経営戦略の進捗度が明確にな るような内容である。また,開示の前提として, 企業にとって重要な課題は何か,マテリアリティの議論も十分に行われ,開示に反映する必要 がある。

この内容は,前述の英国における戦略報告書における開示内容が想定される。有価証券報告書の内容は個別詳細の開示も含めると多岐にわたることから,取締役会における議論は重要な内容に限定した上で開示内容を承認すること,具体的には,企業の持続的価値創造に向けた取組の議論が十分に開示に反映されているかどうかを確認するように議論,検討されることが望ましい。

2. 経営・監督プロセスと情報開示プロセス

(1) 企業情報開示に至るプロセス

企業が行う情報開示のうち,有価証券報告書 と統合報告書の情報開示プロセスについて相 違がみられる点について考察する。

自主開示書類である統合報告書の作成は、近年、多くの企業で取組が進展しており、開示される情報の充実度が増している。この情報開示に至るプロセスでは、相当の期間をかけて作成されており、取締役会で議論された重要性(マテリアリティ)やリスク等の内容が反映されるよう議論される傾向にある。一方で、開示時期は決算日より半年程度遅れて開示する企業がほとんどであり、情報開示の適時性の課題、また、自主開示書類であることによる情報の信頼性(例えば、企業がアピールしたい情報を中心に内容が構成される)に関する課題があるとも考えられる。

制度開示書類である有価証券報告書の作成

は、開示内容及び様式が定められており、かつ、 四半期報告書等及び会社計算書類等の作成も 求められていることから、有価証券報告書の作 成に十分な時間を費やすことができない状況 にある。近年、記述情報の開示の充実が図られ ているものの、決算日近く、あるいは決算の取 りまとめが行われるタイミングから具体的な 開示内容の検討が行われることも多いものと 考えられ、情報開示の内容について十分な議論 が行われているか、特に取締役会等による実質 的な議論や開示内容の検討が行われていない 可能性もある。

このように、統合報告書と有価証券報告書の 情報開示プロセスには大きな違いがあるもの と考えられる。特に、制度開示書類として重要 な有価証券報告書の開示内容については、十分 な時間をかけて検討する必要がある。経営・監 督プロセスも含めた情報開示のスケジュール の検討、開示に関わるリソース確保が必要と考 える。

(2) 経営・監督プロセスの実効性確保に向けた論点

有価証券報告書の開示にあたり、取締役会での議論が十分に行われる必要があることから、開示内容の検討期間を十分に確保することが必要となる。例えば、英国企業のスケジュールの一例を踏まえると、3月決算の場合には少なくとも年明けから開示に関する検討を開始し、決算目前には重要な開示内容について検討の上、開示委員会や取締役会の同意を得ておき、4月以降は決算の取りまとめにより業績達成の進捗を確認した上で、有価証券報告書を完成させ、取締役会等で承認することが望ましい。

有価証券報告書において,企業の重要な情報 が開示され,投資家にとって有用かつ信頼を高 める情報開示の実現が可能となるよう,スケジ ュールやリソース確保を検討することが望ま しい。

V 信頼性を高める監査・保証

企業情報開示は、企業における内部統制としての情報開示プロセス、そしてガバナンスとして取締役会による監督が重要であり、それらにより一定の信頼性は向上するものと考える。さらに、外部の第三者からの信頼性確保も重要である。以下では、非財務情報も含めた企業情報開示における監査・保証について考察する。

企業情報開示の質向上と監査・ 保証

(1) 財務諸表監査における非財務情報の重要 性

財務諸表監査を行うにあたり、企業の経営環境やビジネスモデル、経営戦略、リスクについて十分な理解が必要となる。これは、会計処理の前提となる取引の経済合理性の理解のみならず、会計ビックバン以降は、財務諸表に反映される内容が将来の不確実性を伴う会計上の見積りの要素が含まれるようになり、特にその傾向は顕著である。

また、財務諸表監査において、財務諸表以外の開示内容であるその他の記載内容を通読することとされていたが、監査基準及び監査基準委員会報告 720「その他の記載内容に関連する監査人の責任」の改訂により、財務諸表との整合性のみならず、監査の過程で得られた内容と重要な相違がないかを検討し、その結果を監査報告書に反映することが求められることとなった。当該内容は監査手続の一部を構成するものではないものの、会計監査人にとってその他の記載内容への関与が求められることは重要である。

(2) 気候変動等を取り巻く社会変化への対応

近年では,欧州を中心とした投資家団体の調 査研究に基づき, 気候変動に関する企業への影 響が,企業の情報開示や監査人が監査報告書に 記載する主要な検討事項(KAM)に十分反映 できていないのではないかとの警告として、PRI から "Flying Blind -The glaring absence of climate risks in financial reporting-"が公表さ れている。また、IASB からは、会計基準にお いても気候変動による影響を適切に反映する ための教育文書として "Educational material: the effects of climate-related matters on financial statements prepared applying IFRS Standards"が公表されている。特に主として 気候変動に対する企業の取組については, 適切 に企業情報開示に反映され, また, 会計監査に おいても十分な検討を行わなければ、投資家か らさらなる警告がなされる可能性もある。健全 な資本市場の発展のため、投資家との対話を十 分に行うためにも、社会からの期待に応えられ る取組が必要と考えられる。

(3) 財務諸表監査における統治責任者との対 話の重要性

会計監査人が監査を実施する上で、取締役会、特に社外取締役との対話を深めることで、企業の経営環境やリスクの認識を議論し、相互理解を深めることが重要となっている。現在、監査報告書においては、KAMが導入され、監査人の考えるリスクとそれらに対応する手続を監査報告書に記載することとされているが、特に、このリスクの認識の相互理解は重要である。また、相互理解により、企業の社外取締役を含むガバナンスのリスク認識から、企業の経営監督にも生かすことで、企業全体の持続的価値創造に向けた取組が進捗するものと考える。

2. 非財務情報の信頼性の確保に向けて

(1) 非財務情報の信頼性に対する監査人の役割

企業情報開示,特に非財務情報の重要性が高まるにつれ,その信頼性確保が重要となる。1. (1)に記載のとおり,監査人は,有価証券報告書の財務諸表以外の記載内容について,その他の記載内容として通読・検討するものの,保証の対象とはされていない。自主開示書類である統合報告書においては,一部の記載内容(多くは温室効果ガス排出量等)に対して,保証が行われる実務は存在しているが,必ずしも会計監査を担当する監査法人及びグループ会社が実施している状況ではなく,様々な保証実施者が存在する。

国際的には、非財務情報の保証の実態は国に より状況は異なるが、多くの国では我が国と同 様の課題を抱えている。IFAC(国際会計士連 盟)では、2021年6月に世界各国のサステナ ビリティ報告に関する保証の実態調査を実施 した結果として, "The State of Play in Sustainability Assurance"を公表した。この内 容によれば、我が国におけるサステナビリティ 報告は 99%の企業で行われ、うち 47%は第三 者保証が行われており, 第三者保証のうち, 63%は監査法人(グループ会社を含む)が提供 しているとの結果が示されている(主要100社 を調査対象としている)。すなわち、第三者保 証の 53%は監査法人以外の保証提供者による こととなる。こうした状況は他国でも同様の傾 向にあるが、サステナビリティ報告の開示割 合, 第三者保証割合及び監査人の保証業務への 関与割合は国によりばらつきがある状況にあ る。

IFAC では、こうした状況を受けて、監査人がサステナビリティ報告の信頼性に関与する

ことを想定し、"IFAC's Vision for High-Quality Assurance of Sustainability Information"を公表しており、今後さらに国際的な保証提供者の議論が進展していくことが想定される。

(2) 非財務情報に関する保証の国際動向

国際的には非財務情報の保証の議論が活発化している。EUでは、欧州委員会によりサステナビリティ報告指令(CSRD)案において、監査人が非財務情報に対して保証業務を実施し、監査報告書の中で保証業務についても意見表明することが求められている。

また、国際監査・保証基準審議会(IAASB)からは「拡張された外部報告」(Extended External Reporting: EER)の保証に関するガイダンス文書が公表されている。さらに IAASBでは、2022-2023 年作業計画の調査協議として意見募集が行われたが、非財務情報を取り扱うべきとの意見が多く聞かれたことから、サステナビリティ/ESG 情報開示の保証に関する調査や主要な利害関係者との協同等を進めていくこととし、その旨 IAASB議長 Tom Seidenstein氏によるコメントがリリースされている。

(3) 非財務情報に関する保証に向けた方向性

我が国においても保証に関する議論を活発 化し、非財務情報の保証の在り方について、検 討を進める必要がある。特に、以下の点が検討 課題となる。

① 保証対象とすべき開示情報(主題)

現在,統合報告書における保証対象は主として温室効果ガス排出量であるが,今後,開示基準が整備されることにより,保証対象となる範囲が拡大する可能性もある。

対象範囲を検討するにあたっては,非財務情報の属性によるところが大きい。例えば,過去情報かつ定量情報であれば保証可能性は高く,

将来情報かつ定性情報であれば,保証可能性は 低くなるものと考えられる。

② 開示基準の整備による保証可能性の確保

現在、国際的には ISSB によるサステナビリティ開示基準の開発が進められているが、我が国においても、SSBJ においてサステナビリティ開示基準の開発が進められる可能性がある。また、有価証券報告書における開示については、金融庁の金融審議会ディスクロージャーワーキング・グループの議論に基づき、開示府令が改正される可能性もある。

③ 保証の提供主体(独立性を含む倫理, 求められる能力・専門性等)

保証の提供主体には、独立性が確保されている必要があり、業務提供にあたっての倫理観も備えることが重要である。また、保証を提供するに足る専門知識や能力も備える必要がある。

④ 保証基準の明確化

現在,国際的には ISAE (国際保証業務基準) 3000「過去財務諸表以外の監査又はレビュー以外の保証業務」,あるいは,ISAE3410「温室効果ガス報告に対する保証業務」が存在する。国際的に非財務情報に特化した保証基準開発の機運が高まっているが,我が国においても ISAE 3000 を基礎とした保証業務実務指針 3000「監査及びレビュー業務以外の保証業務に関する実務指針」が開発されているが,非財務情報に関する保証基準の開発が必要となる可能性がある。

⑤ 財務諸表監査との連携

財務諸表監査における監査基準委員会報告書720の実施内容と保証について,内容を明確化していくことが必要である。なお,財務諸表監査で得た監査人の理解と保証業務における保証提供者が理解すべき内容は合致するものと考えており,財務情報と非財務情報の結合性の観点からも,監査人が財務諸表監査と非財務

情報の保証を実施することが自然であり、かつ、効率的に業務提供が可能と考えられる。

VI 総括

これまで、4つの論点について、企業情報開示の有用性と信頼性の向上に向けた検討をおこなってきたが、これらはどれが欠けても有用性と信頼性を確保することは難しいものと考える。資本市場の企業情報開示制度に関わる全ての関係者が、それぞれの役割を果たすことで実現可能となるものである。

また,国際的な動きが加速しており,我が国 の議論もこれから遅れることなく進捗させる 必要がある。国際的な意見発信を行う上では, 国内における議論も十分に実施しなければな らない。

企業情報開示の本来の目的は、企業の持続的な価値創造を実現する企業の取組が洩れなく正しく開示され、投資家等のステークホルダーとの対話に生かされるためのものである。そのために必要と考えられる開示を資本市場関係者で十分に議論し、我が国の資本市場及び企業が成長し、経済がよりよい方向に向かっていくことを望んでいる。

参考文献

Carbon Tracker/Principles for Responsible Investment [2021] "Flying Blind -The glaring absence of climate risks in financial reporting-"

CDP, CDSB, GRI, IIRC and SASB [2020] "Statement of Intent to Work Together Towards Comprehensive Corporate Reporting"

IAASB Chair Tom Seidenstein [2021] "The Demand for Assurance Engagements on Sustainability and ESG Reporting is High. Here is How the IAASB is Reporting"

IASB [2020] "Educational material: the effects of climate-related matters on financial statements prepared applying IFRS Standards"

IOSCO [2021] "The Report on Sustainability-related Issuer Disclosures -Final Report-"

企業情報開示に関する有用性と信頼性の向上に向けた論点の整理 ―開示とガバナンスの連動による持続的な価値創造サイクル実現に向けて―

IFAC [2021] "IFAC's Vision for High-Quality Assurance of Sustainability Information"

日本公認会計士協会 企業情報開示・ガバナンス検 討特別委員会 [2021]「企業情報開示に関する有 用性と信頼性の向上に向けた論点の検討-開示とガバナンスの連動による持続的価値創造サイクルの実現に向けて-」